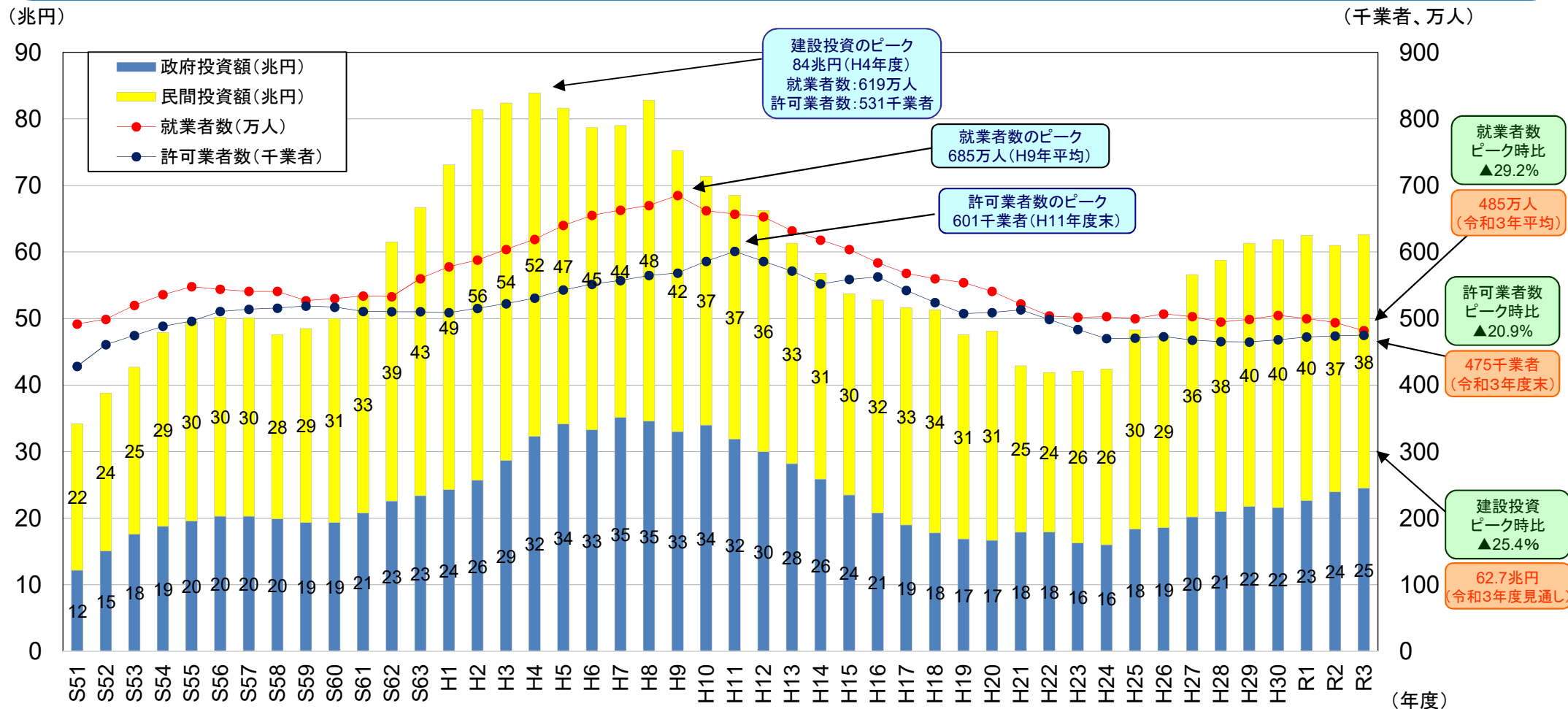


建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約63兆円となる見通し（ピーク時から約25%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

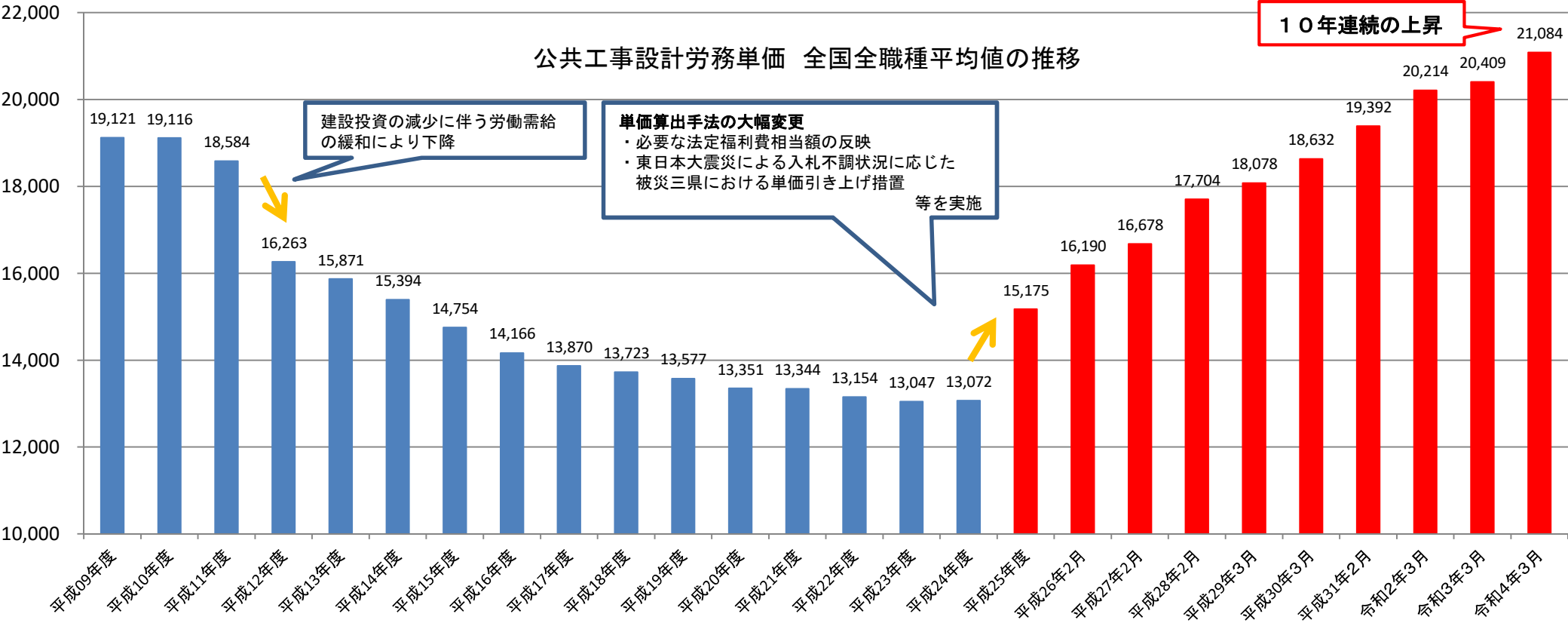
注1 投資額については平成30年度(2018年度)まで実績、令和元年度(2019年度)・令和2年度(2020年度)は見込み、令和3年度(2021年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年(2015年)産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

○全国全職種平均値は時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映し、10年連続の上昇

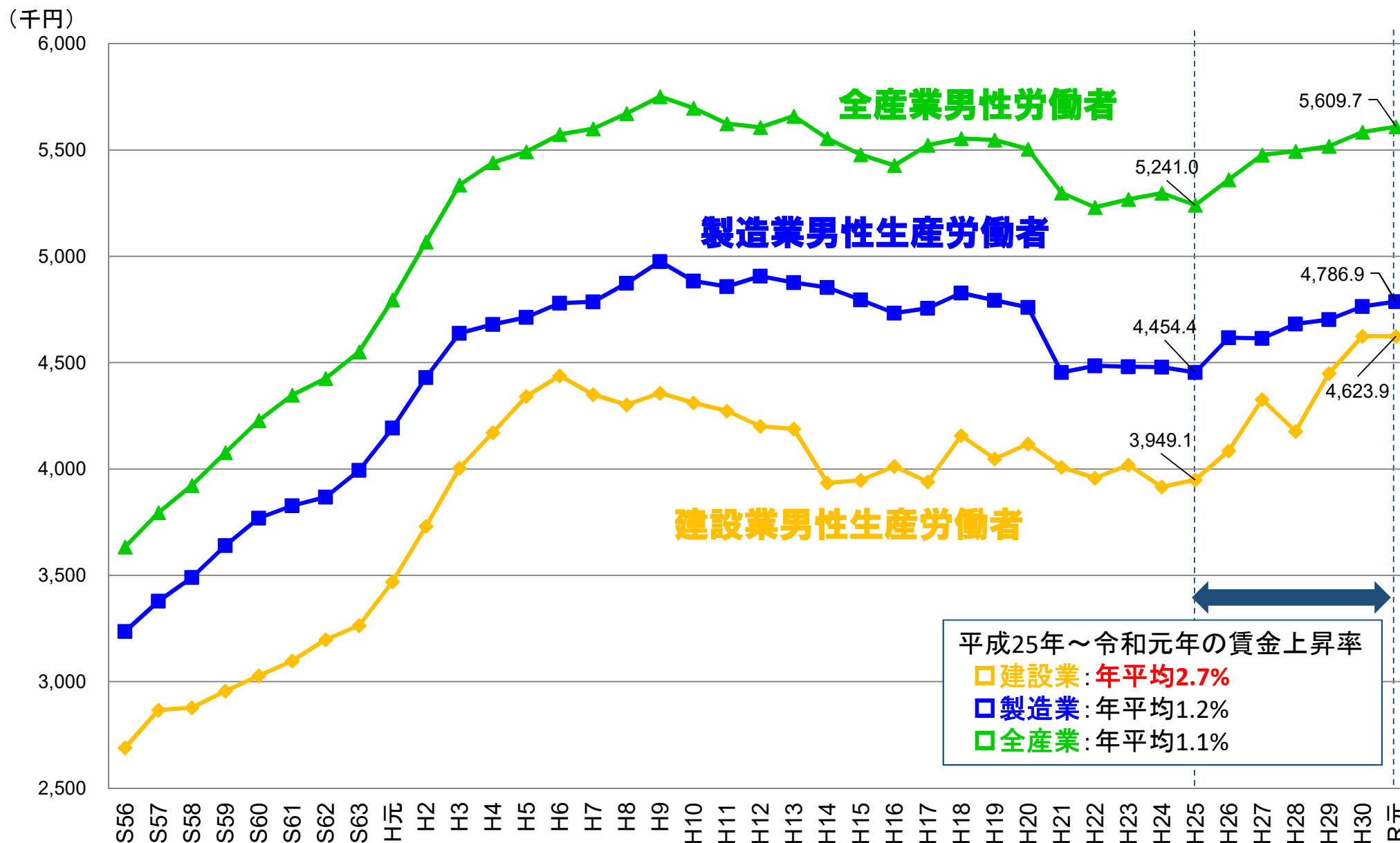


参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	H24比
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+57.6%
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+57.4%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移

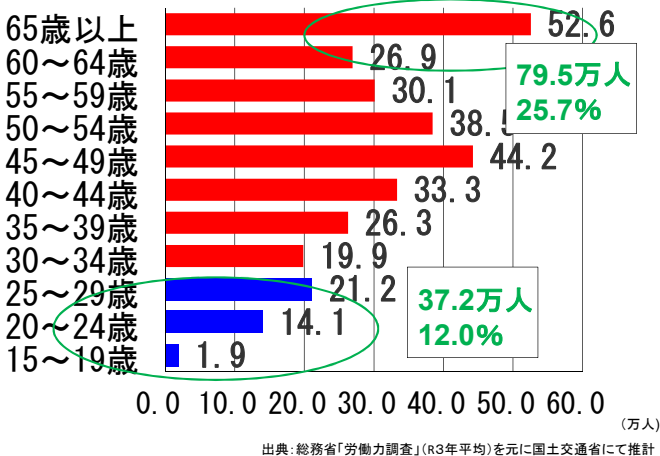


(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※ 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

建設業を取り巻く現状と課題

60歳以上の高齢者(79.5万人、25.7%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

(年齢階層) 年齢階層別の建設技能労働者数



社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

企業別・3保険別加入割合の推移(事業者単位)

	雇用保険	健康保険	厚生年金	3保険
H23.10	94%	86%	86%	84%
H24.10	95%	89%	89%	87%
H25.10	96%	92%	91%	90%
H26.10	96%	94%	94%	93%
H27.10	98%	97%	96%	96%
H28.10	98%	97%	97%	96%
H29.10	98%	98%	97%	97%
H30.10	98%	98%	97%	97%
R01.10	99%	99%	99%	98%
R02.10	99%	99%	99%	99%
R03.10	99%	99%	99%	98%

出典: 公共事業労務費調査

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

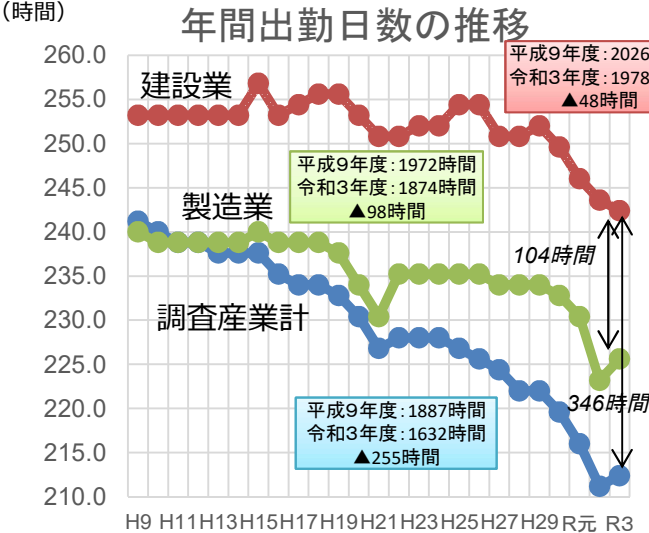
建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
※年間賃金総支給額=きまて支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

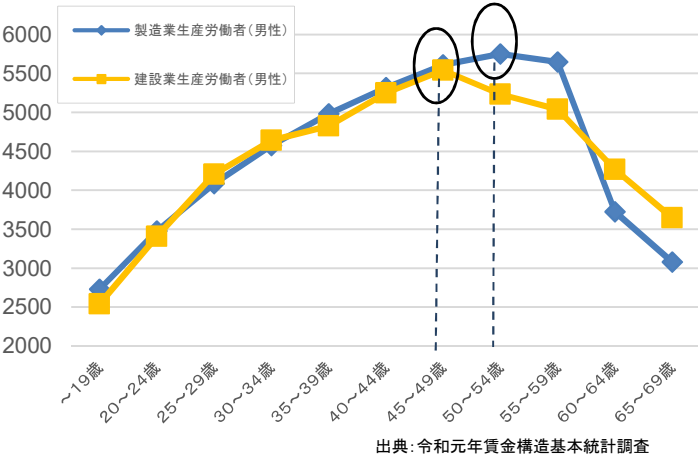
建設業は全産業平均と比較して年間340時間以上長時間労働の状況。

(時間)



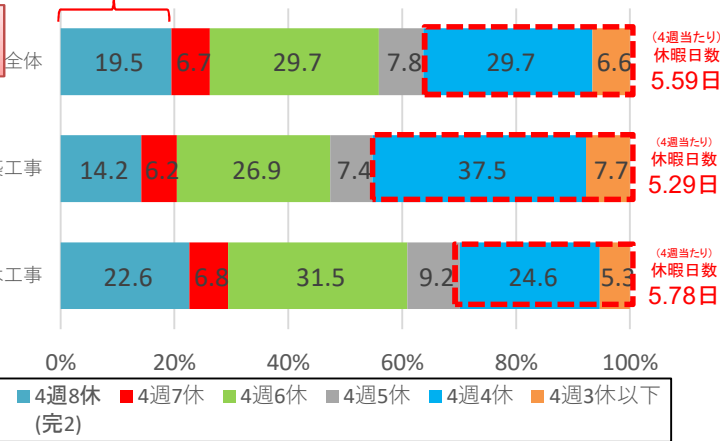
○製造業の賃金のピークは50～54歳であることにに対し、建設業の賃金ピークは45～49歳。
○賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが評価されていない可能性。

(単位: 千円) 年齢階層別の賃金水準



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

現在4週8休は2割以下 建設業における休日の状況(技術者)



※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。
※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
出典: 日建協「2020年短時アンケート」を基に作成

「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」

結果概要

本会では、今後、働き方改革への取組を推進する上で、会員企業の実情や働き方改革への取組状況等を把握し、目指すべき方向性等を探ることを目的として、今後の施策展開に活用すべく「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

今年度より始まった「目指せ週休2日＋360時間(2＋360 ツープラスサンロクマル)運動」については、「既に導入している」「取り組んでいる」「取組を検討している」を合わせると47.5%となった。また、令和3年3月30日に国土交通省と建設4団体で技能労働者の概ね2%以上の賃上げを目指すとの申し合わせ事項については、「取り組んでいる」が33.3%、「取組を検討している」が36.3%となり、会員企業に浸透している結果となった。

さらに技能労働者の賃金の支払いの状況については、4割強の企業が「2%以上引き上げた(引き上げる)」と回答した。また、直近1年間で下請と契約する際の労務単価については、45%の企業が「引き上げた」と回答し、引き上げた企業のうち4割強が「2%以上引き上げた(引き上げる)」と回答した。

令和3年10月1日



一般社団法人 全国建設業協会

発表記者クラブ

建設記者会

建通新聞

問い合わせ先

一般社団法人 全国建設業協会

労働部 労働部長 古田 宏昌

労働部係長 吉田 隼三

住 所：東京都中央区八丁堀2-5-1

電 話：03-3551-9396 / FAX：03-3555-3218

e-mail：rodo@zenken-net.or.jp

「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」

結果概要

本会で策定した「働き方改革行動憲章」を、より一層具体化するため「今後の働き方改革の取組について」を平成30年3月に機関決定し、各都道府県建設業協会を通じ会員企業に周知を図っている。本会では、今後、働き方改革への取組を推進する上で、会員企業の実情や働き方改革への取組状況等を把握し、目指すべき方向性等を探ることを目的として、10月からのブロック会議や今後の施策展開に活用すべく「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

1. 今後の働き方改革の取組

今年度よりスタートした「目指せ週休2日＋360時間運動」については、「既に導入している」「取り組んでいる」「取組を検討している」を合わせると半数近く（47.5%）となった。また、国土交通省と建設4団体との技能労働者の賃上げに関する申し合わせ事項については、「取り組んでいる」「取組を検討している」を合わせると7割弱（69.6%）となり、企業への周知が進んでいる。

2. 残業時間の状況

月当たりの平均残業時間数は、現場、事務所共に「15時間未満」が最多となったが、その割合は事務所が86.4%だったのに対して、現場は52.0%にとどまるなど、現場での平均残時間数が総じて長くなっている。また、長時間労働の抑制に向けての取組については、週休2日制への取組が進むなか、「統一土曜閉所への参加」が昨年より2.5ポイント増加し、項目中最も高い増加となった。

3. 36協定の締結状況について

36協定の締結状況については、「一般条項のみ締結」「特別条項についても締結」を合わせ9割弱の企業が締結していた。現在締結している36協定における1年間の延長することができる時間数は事務所では、「160時間未満」が最多で39.9%だったのに対して、現場では「260時間以上360時間未満」が最多で27.1%だった。また、現場、事務所で720時間以上と回答した企業は10.5%、4.8%と、昨年から双方とも上昇した。

働き方改革実行計画の決定日以降に締結した36協定の1年間に延長できる時間数については、2割弱の企業で「短くした」「今後短くする予定」との回答で、昨年からは3.8ポイント減少した。短くしたと回答した企業での縮小幅は、現場、事務所とも長時間での削減傾向がみられた。さらに、今後短くする予定と回答した企業のうち、実施予定時期については、時間外労働の上限規制が適用される以前（令和5年度内）と回答した企業が7割強となった。

4. 賃金の支払い状況について

賃金の支払い状況については、昨年と比較して技能者で「月給制」が1.6ポイント増加し、「日給月給制」が2.2ポイント減少した。直近1年間での職員の賃金については、基本給、一時金等を引き上げたと回答した企業が約8割となった。

技能者労働者の賃上げについては、4割強の企業が「2%以上引き上げた（引き上げる）」と回答した。また、直近1年間で下請と契約する際の労務単価については、45%の企業が「引き上げた」と回答し、引き上げた企業のうち4割強が「2%以上引き上げた（引き上げる）」と回答した。

以上

働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果①

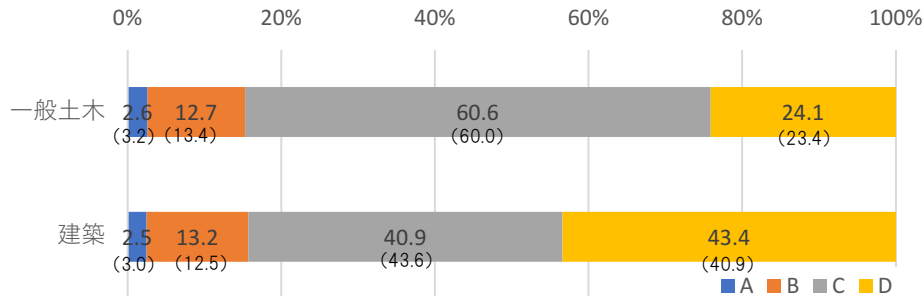
取扱注意

本会で策定した「働き方改革行動憲章」を、より一層具体化するため「今後の働き方改革の取組について」を平成30年3月に機関決定し、各都道府県建設業協会を通じ会員企業に周知を図っている。本会では、今後、働き方改革への取組を推進する上で、会員企業の実情や働き方改革への取組状況等を把握し、目指すべき方向性等を探ることを目的として、10月からのブロック会議や今後の施策展開に活用すべく「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査」を実施した。

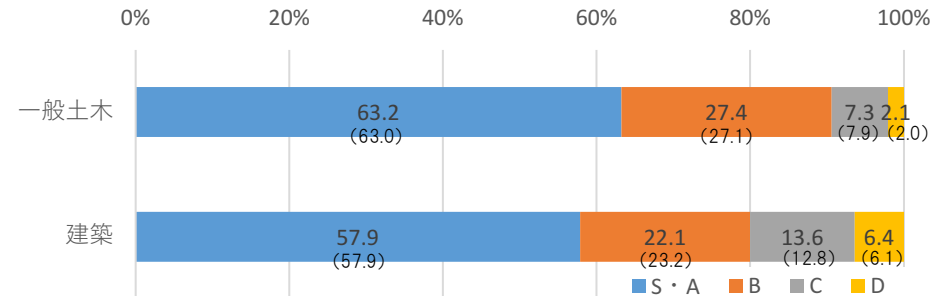
調査対象：各都道府県建設業協会会員企業 回答社数：4,625社(回答率25.0%)

調査時期：令和3年8月1日現在の状況 事業内容：土木2,906社、建築453社、土木建築1,144社、その他122社

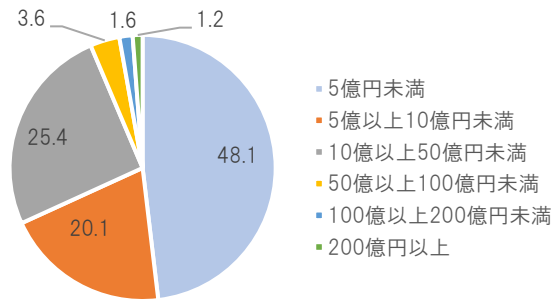
国土交通省等級（本社所在地の地方整備局）



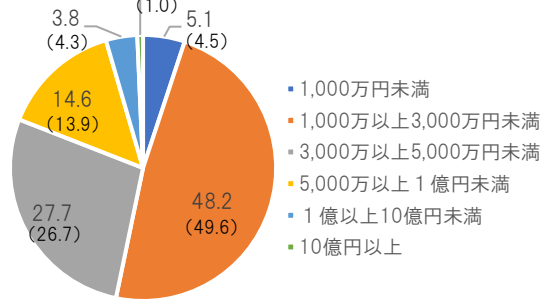
都道府県等級（本社所在地）



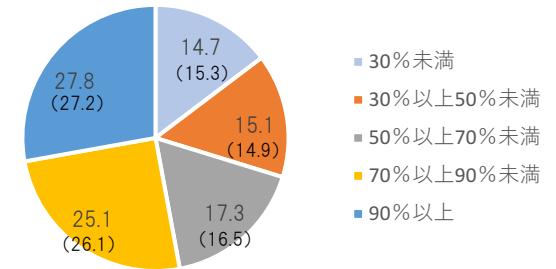
前年度完工高



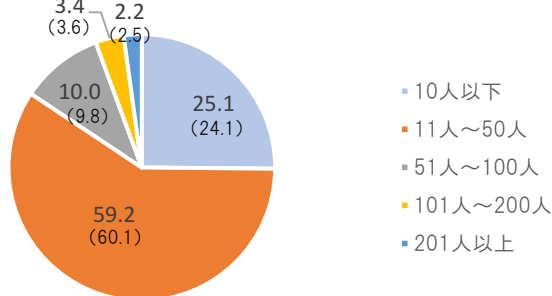
資本金



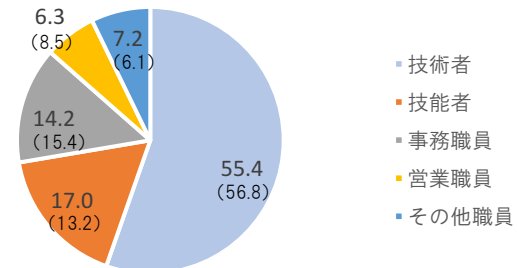
完工高に占める官公庁発注工事の割合



従業員規模



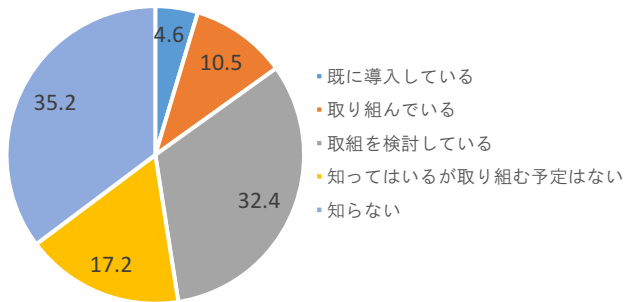
職員の職種



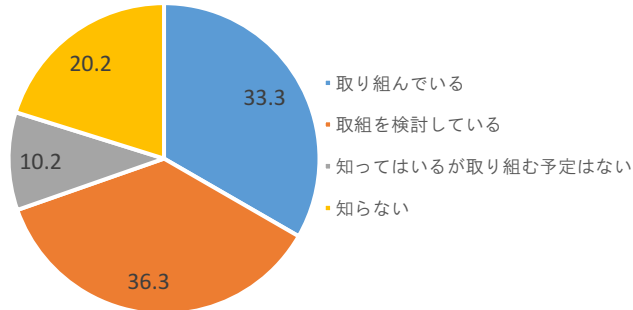
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果②

働き方改革の取組について 今年度よりスタートした「目指せ週休2日＋360時間運動」については、「既に導入している」「取り組んでいる」「取組を検討している」を合わせると半数近く(47.5%)となった。また、国土交通省と建設4団体との技能労働者の賃上げに関する申し合わせ事項については、「取り組んでいる」「取組を検討している」を合わせると7割弱(69.6%)となり、企業への周知が進んでいる。

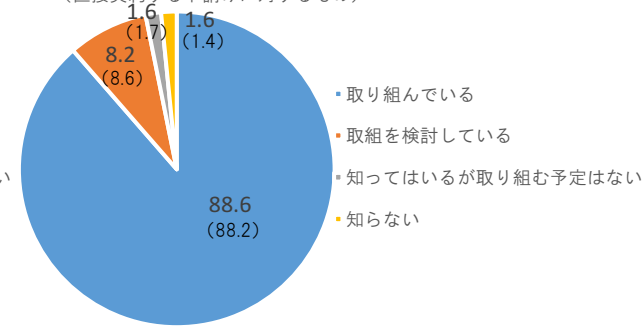
「目指せ週休2日＋360時間運動」の実施状況



国土交通省と建設4団体との技能労働者の賃上げに関する申し合わせ事項の実施状況

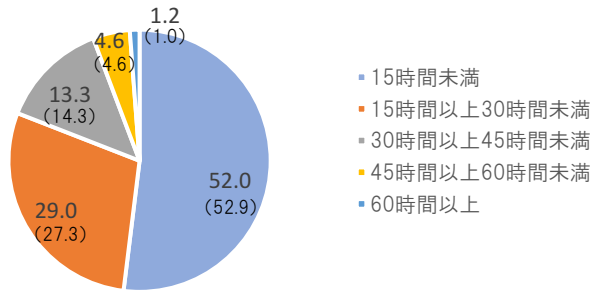


社会保険加入促進対策
(直接契約する下請けに対するもの)

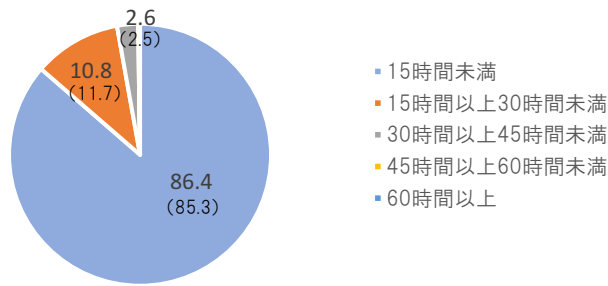


残業時間の状況について 月当たりの平均残業時間数は、現場、事務所共に「15時間未満」が最多となったが、その割合は事務所が86.4%だったのに対して、現場は52.0%にとどまるなど、現場での平均残業時間数が総じて長くなっている。また、長時間労働の抑制に向けての取組については、週休2日制への取組が進むなか、「統一土曜閉所への参加」が昨年より2.5ポイント増加し、項目中最も高い増加となった。

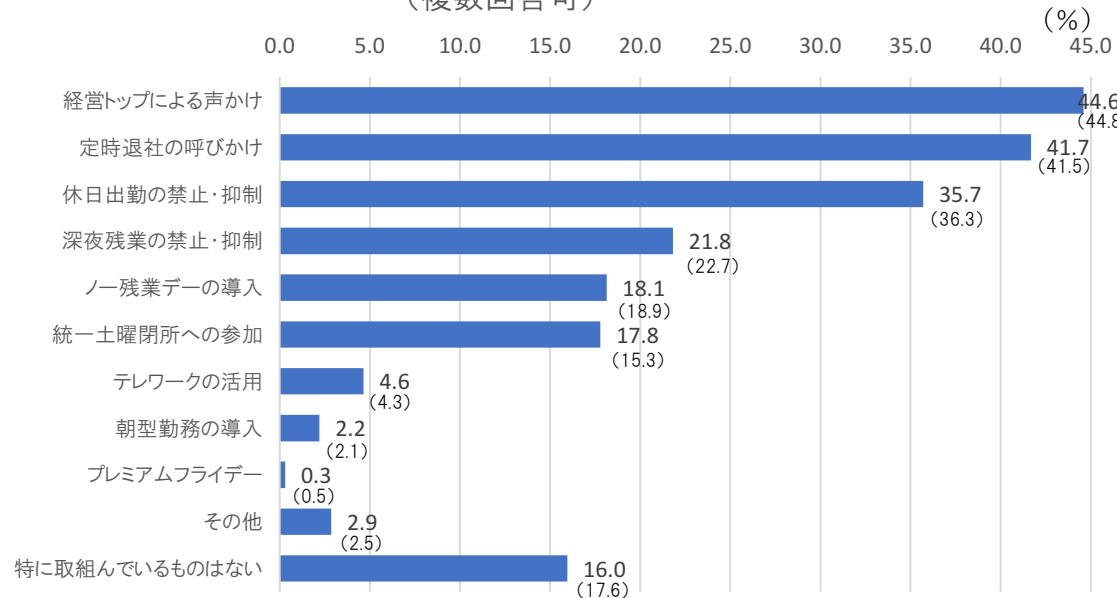
月当たり平均残業時間（現場）



月当たり平均残業時間（事務所）



長時間労働の抑制に向けての取組について
(複数回答可)



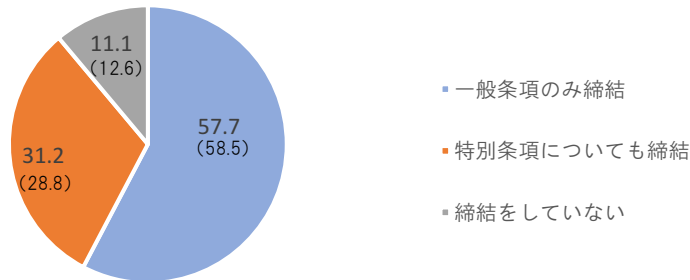
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果③

36協定の締結状況について

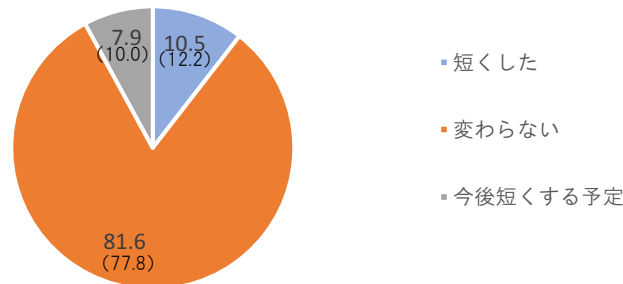
36協定の締結状況については、「一般条項のみ締結」「特別条項についても締結」を合わせ9割弱の企業が締結していた。現在締結している36協定における1年間の延長することができる時間数は事務所では、「160時間未満」が最多で39.9%だったのに対して、現場では「260時間以上360時間未満」が最多で27.1%だった。また、現場、事務所で720時間以上と回答した企業は10.5%、4.8%と、昨年から双方とも上昇した。

働き方改革実行計画の決定日以降に締結した36協定の1年間に延長できる時間数については、2割弱の企業で「短くした」「今後短くする予定」との回答で、昨年からは3.8ポイント減少した。短くしたと回答した企業での縮小幅は、現場、事務所とも長時間での削減傾向がみられた。さらに、今後短くする予定と回答した企業のうち、実施予定時期については、時間外労働の上限規制が適用される以前(令和5年度内)と回答した企業が7割強となった。

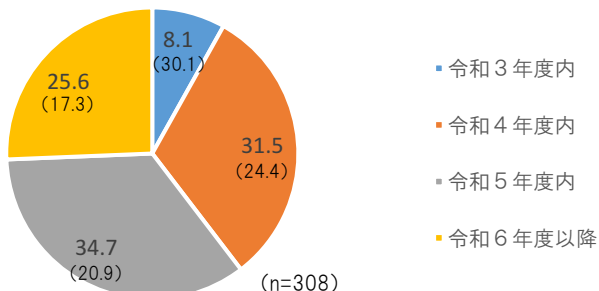
36協定の締結状況



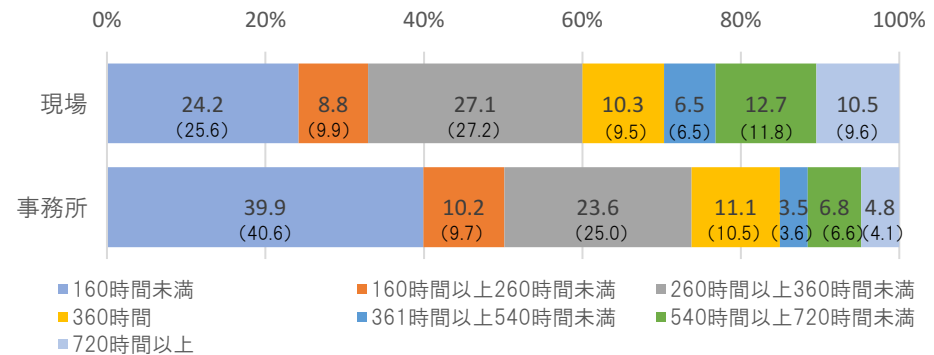
働き方改革実行計画の決定日（平成29年3月28日）以降に締結した36協定の1年間に延長できる業務時間数（※1）



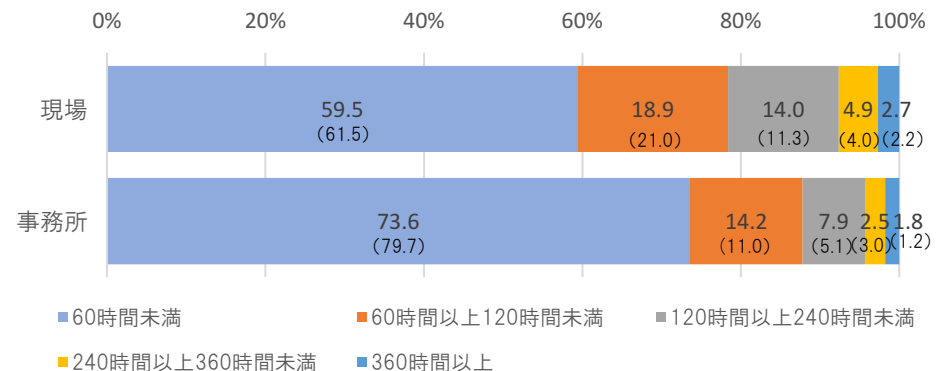
※1において今後短くする予定の企業の短縮予定時期



36協定における1年間の延長することができる時間数



※1において縮小幅の一番多い業務の時間数

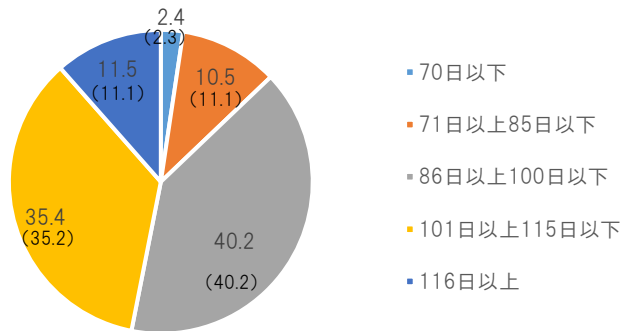


(n=394社)

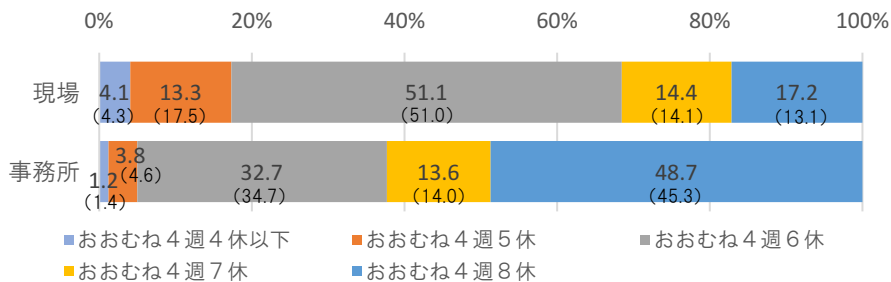
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果④

休日の状況について 週休日の実施状況については、現場、事務所とも昨年と比べ、「おおむね4週8休」と回答した企業がそれぞれ4.1ポイント、3.4ポイント増加し、項目中最高の増加となった。また、4週8休に向けての取組については、「施工の効率化」「職員の意識向上」と回答した企業がそれぞれ7割以上となり、「ICT等のイノベーションの活用」と回答した企業は昨年と比較して6.5ポイント増加し、項目中最も高い増加となった。

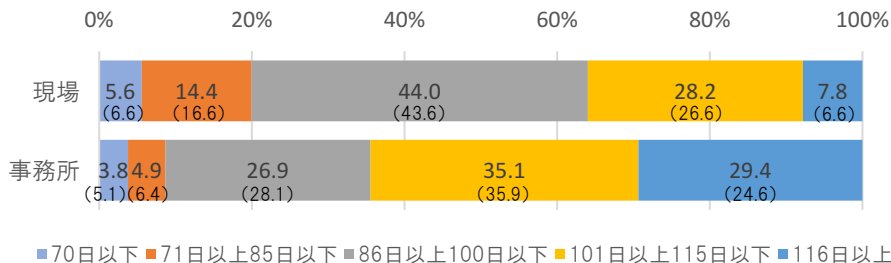
会社で定めた年間休日



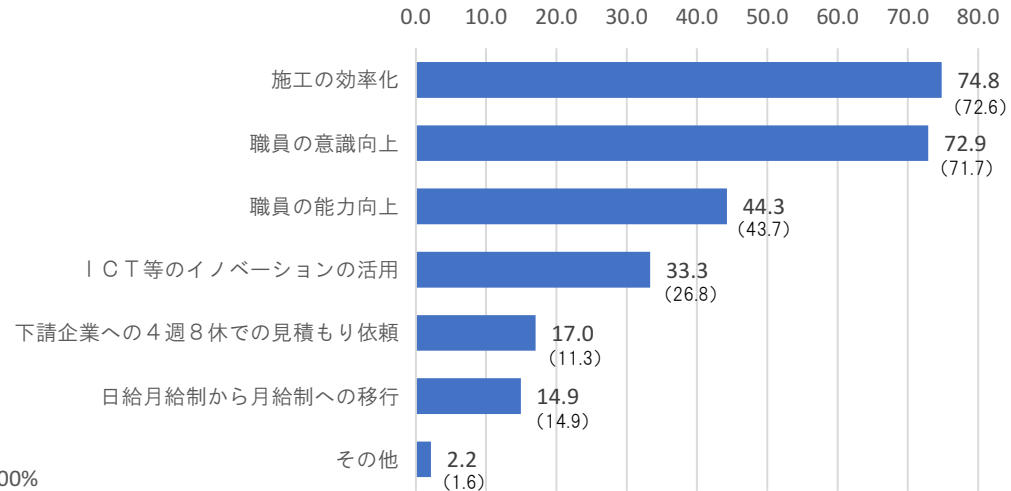
週休日の実施状況



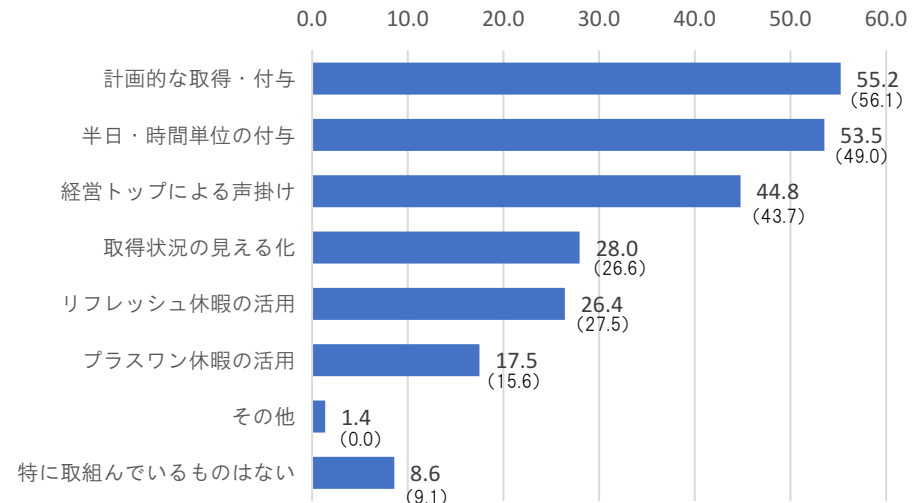
年間休日日数



4週8休に向けての取組
(取り組んでいる企業、複数回答可)



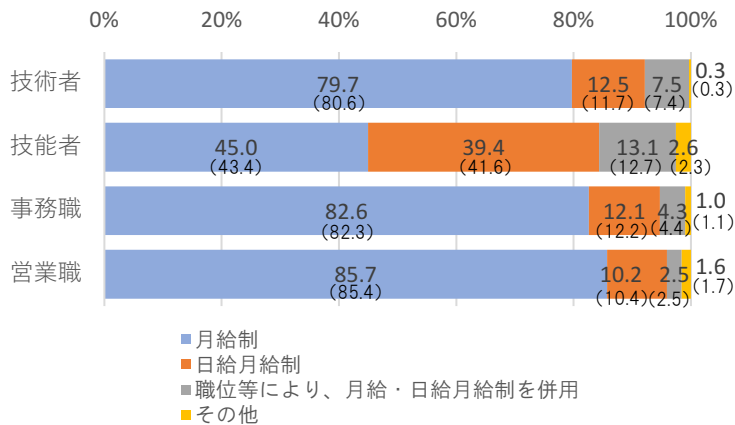
有給休暇取得促進に向けての取組
(複数回答可)



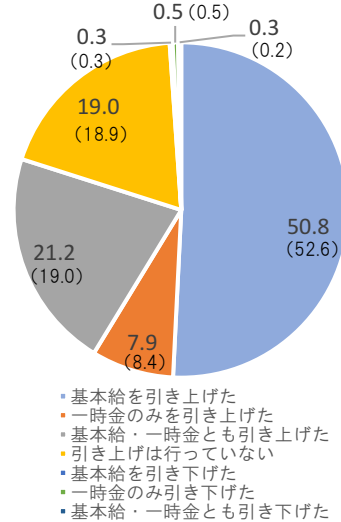
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑤

賃金の支払い状況について 賃金の支払い状況については、昨年と比較して技能者で「月給制」が1.6ポイント増加し、「日給月給制」が2.2ポイント減少した。直近1年間の職員の賃金については、基本給、一時金等を引き上げたと回答した企業が約8割となった。技能者労働者の賃上げについては、4割強の企業が「2%以上引き上げた(引き上げる)」と回答した。また、直近1年間で下請と契約する際の労務単価については、45%の企業が「引き上げた」と回答し、引き上げた企業のうち4割強が「2%以上引き上げた(引き上げる)」と回答した。

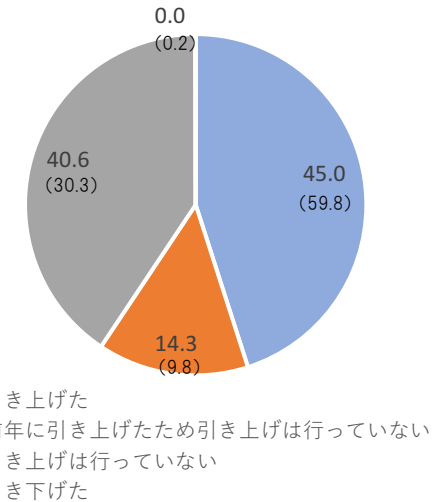
職員の賃金の支払い基準について



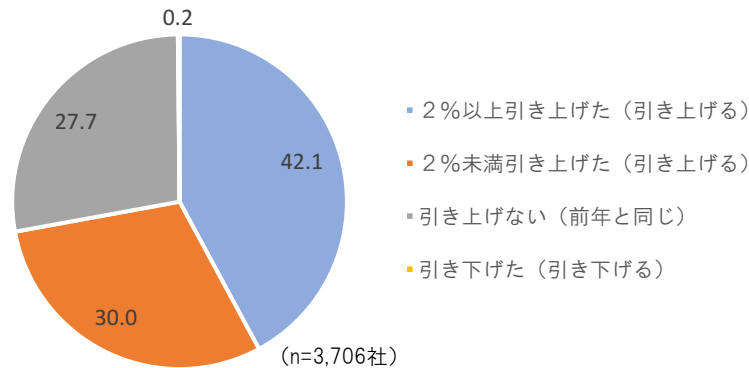
直近1年間の職員の賃金



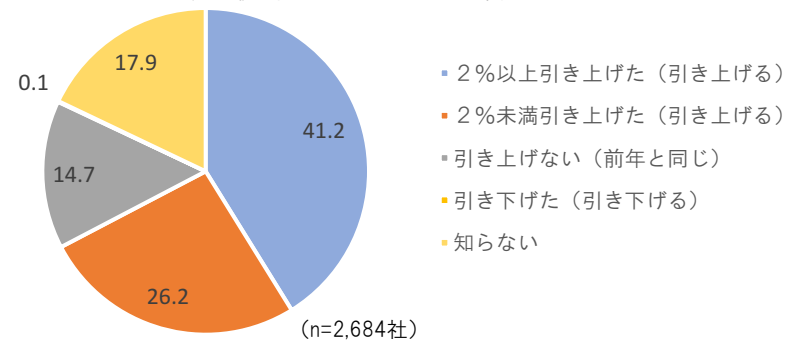
直近1年間で下請と契約する際の労務単価



会員企業における技能労働者の賃上げ



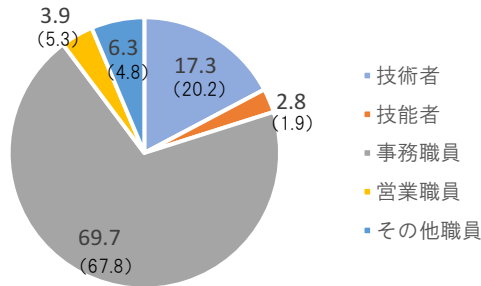
下請企業における技能労働者の賃上げの程度
(直近1年間で下請と契約する際の労務単価を引き上げた企業または、今後引き上げる予定の企業)



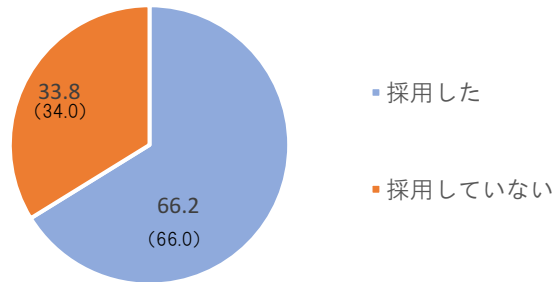
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑥

女性職員の採用状況について 職種別女性職員の増減状況については、いずれも増加が減少を上回っており、女性職員の増勢が続いている。採用女性職員の職種については、技術者が26.2%、事務職員が53.5%、離職女性職員の職種については、技術者が17.3%、事務職員が63.8%となっている。

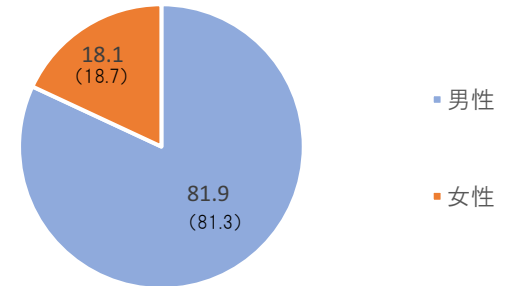
女性職員の職種



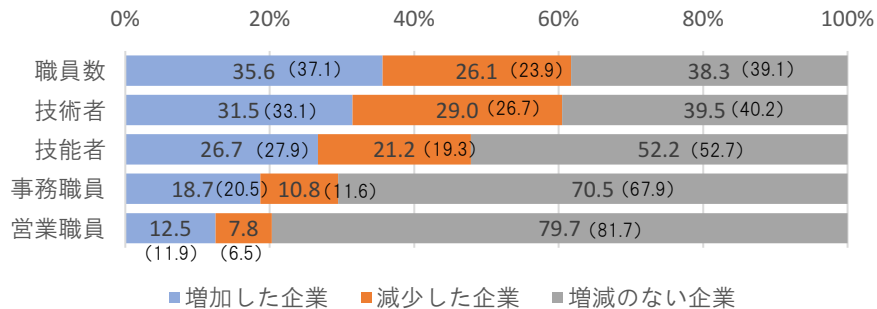
職員の採用状況



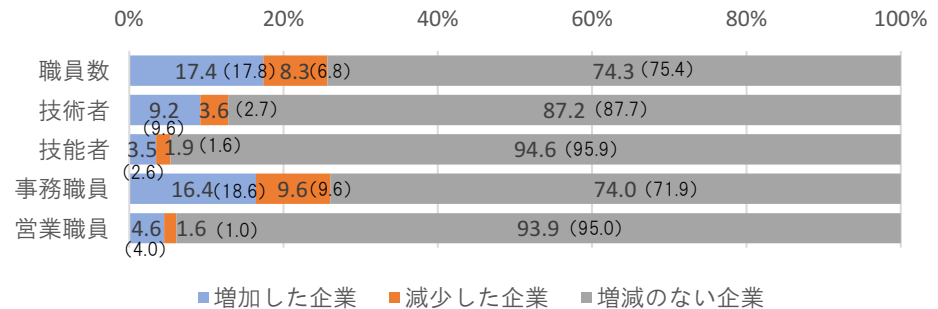
採用した職員の男女比



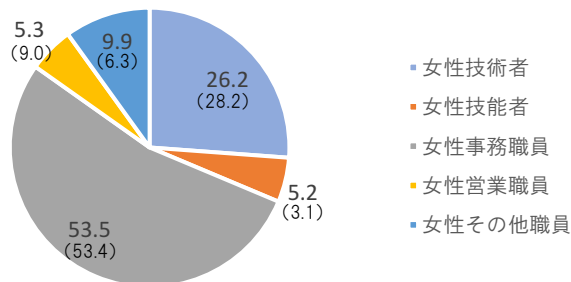
職種別職員の増減状況



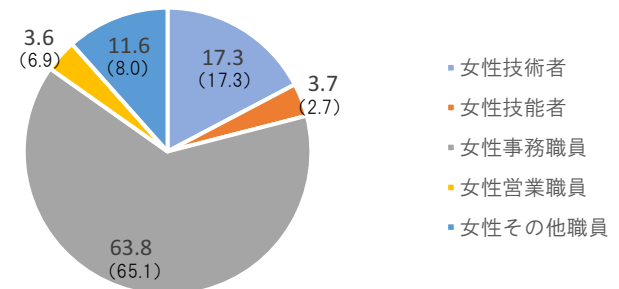
職種別女性職員の増減状況



採用女性職員の職種



離職女性職員の職種

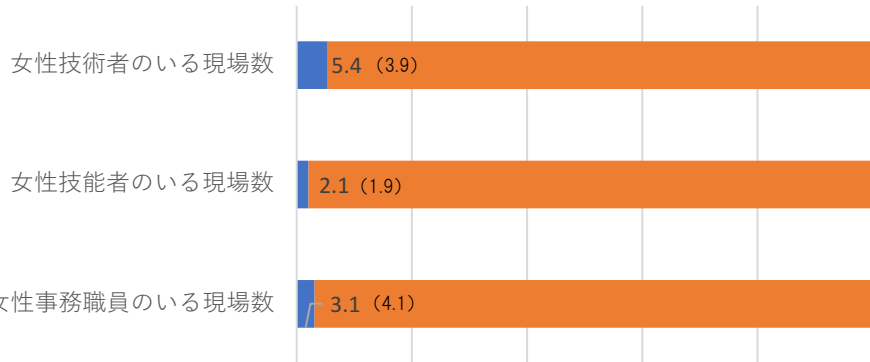


働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑦

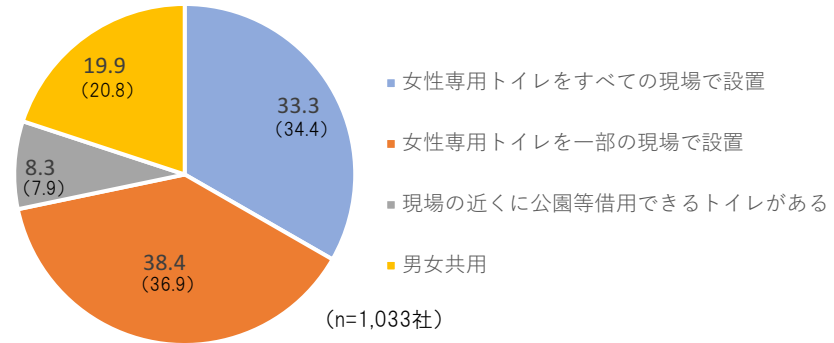
女性職員のための環境整備について 女性のいる現場の女性専用トイレ設置状況については、「女性専用トイレをすべての現場で設置」が33.3%だった。また、女性のいる現場の女性専用更衣室設置状況については、「女性専用の更衣室をすべての現場で設置」が12.0%だった。

女性のいる現場の割合（職種）

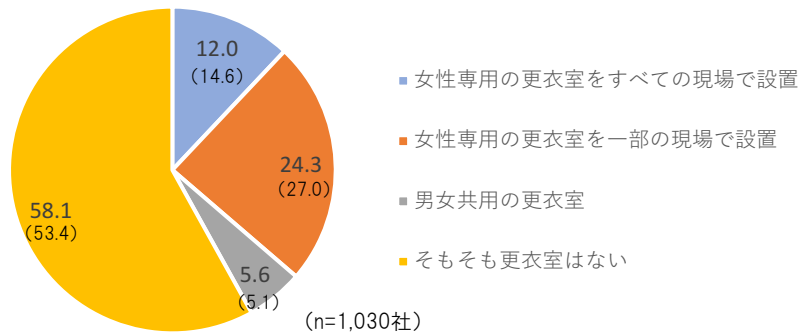
0% 20% 40% 60% 80% 100%



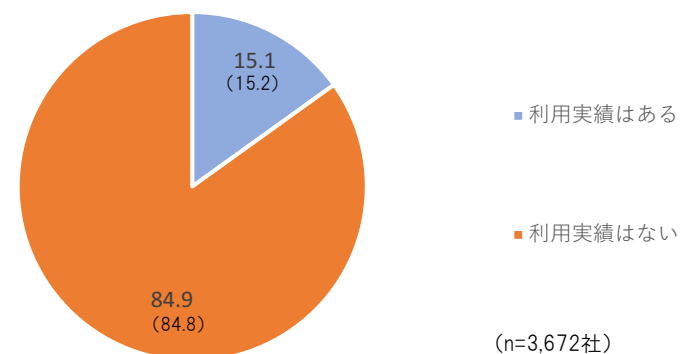
女性職員のいる現場の女性専用トイレ設置状況



女性職員のいる現場の女性専用更衣室設置状況



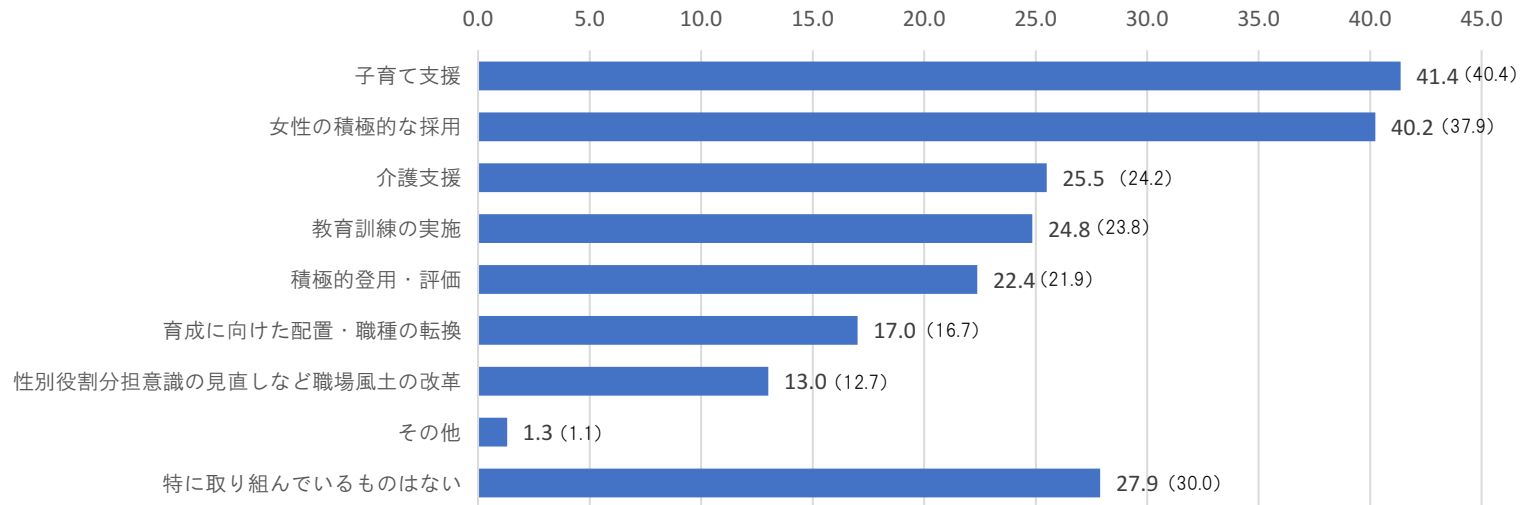
育児休業の利用実績について



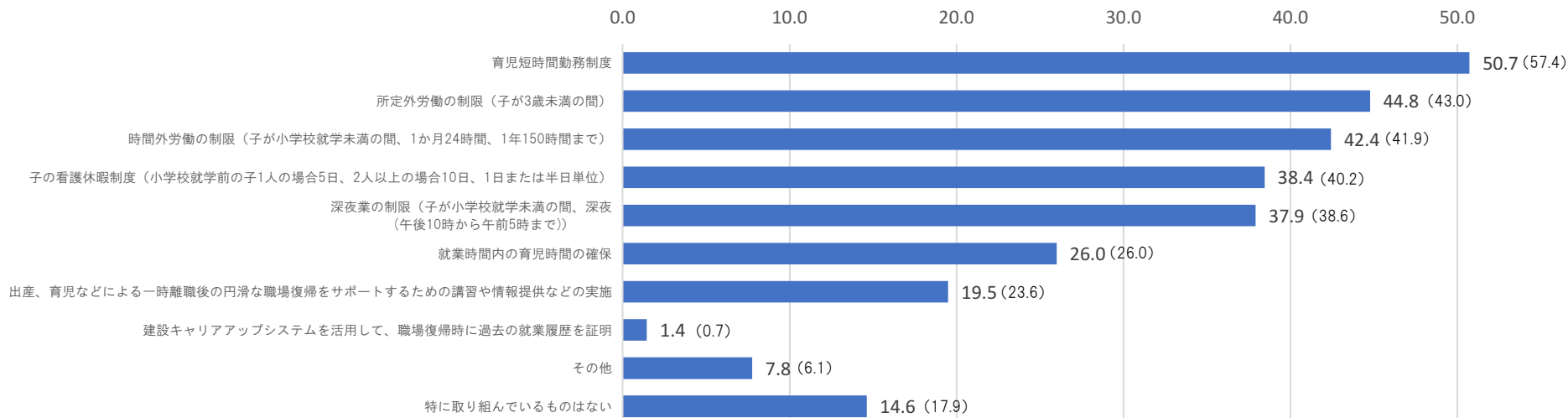
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑧

女性活躍促進の取組について 女性職員の活躍促進に向けての取組については、「子育て支援」「女性の積極的な採用」と回答した企業が多く、共に約4割となった。
職員の職場復帰に関して直近1年間で実施した措置や制度については、「育児短時間勤務制度」と回答した企業が多く、過半数を超えた。

女性職員の活躍促進に向けての取組



職員の職場復帰に関して直近1年間で実施した措置や制度（育児休業利用実績のある企業）

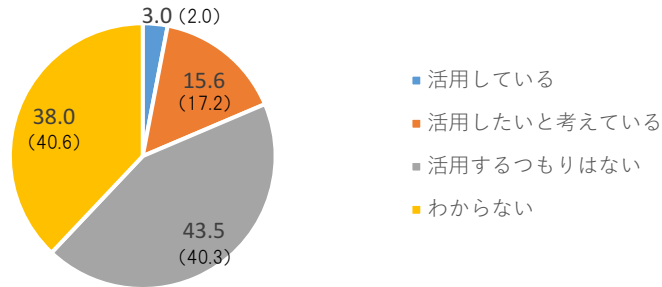


働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑨

外国人材の活用の状況について

特定技能1号、特定技能2号の活用意向については、「活用している」「活用したいと考えている」を合わせると約2割となった

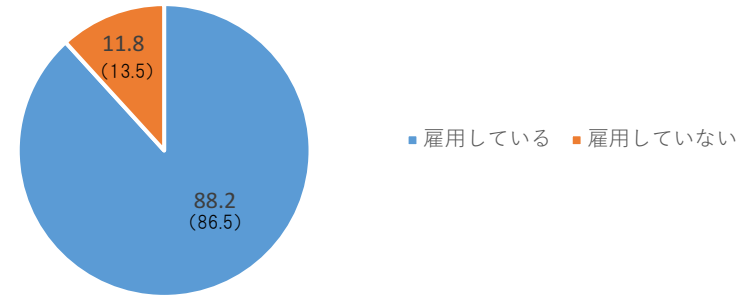
特定技能1号、特定技能2号の活用意向について



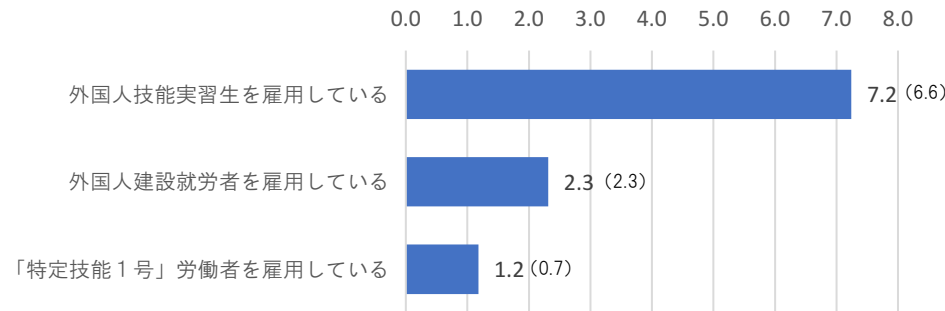
高齢労働者の雇用の状況について

約9割の企業で65歳以上の職員を雇用しており、大半の企業が安全衛生管理措置に取り組んでいる。

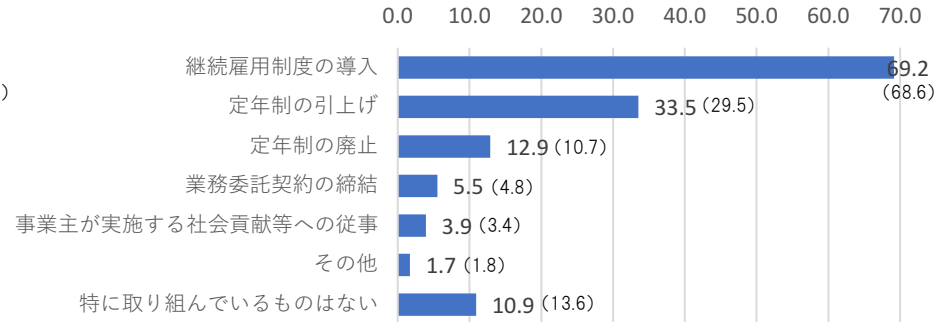
65歳以上の職員の雇用状況について



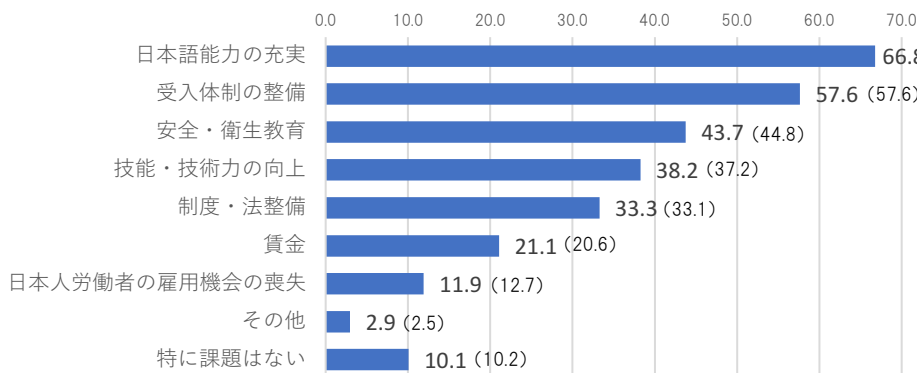
外国人労働者の就労状況について



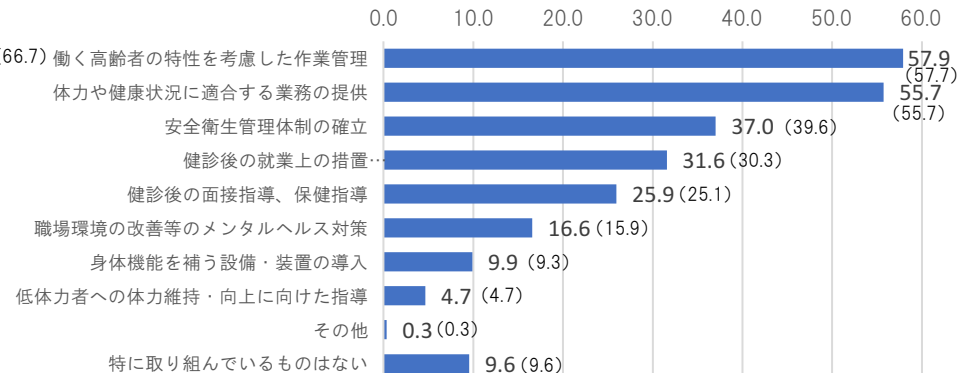
高齢者雇用に向けての取組（複数回答可）



外国人労働者の適正な就労に向けての課題について（複数回答可）



高齢労働者の安全衛生管理措置の取組について（複数回答可）

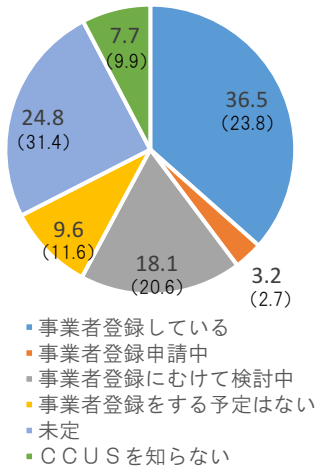


働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑩

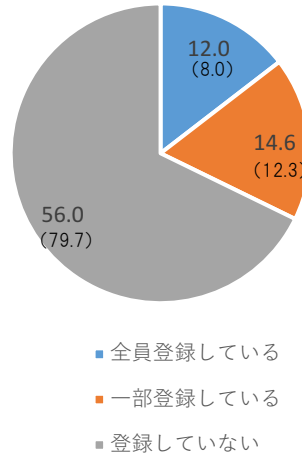
建設キャリアアップシステムについて① 建設キャリアアップシステムの事業者登録状況については、約4割の企業が「事業者登録している」と回答し、昨年より12.7ポイント上昇した。また、技能者登録についても、約3割の企業で「全員登録している」「一部登録している」と回答し、昨年より6.3ポイント上昇した。

建設キャリアアップシステム普及促進に向けて有効と思われる方策については、「経営事項審査への加点」「申請の簡略化」が上位を占めた。また、下請企業に対する建設キャリアアップシステム加入対策については、1割強の企業で「行っている」との回答があり、昨年より4.7ポイント上昇し、有効と思われる加入対策は、「CCUS加入の呼びかけ」が約9割を占めた。

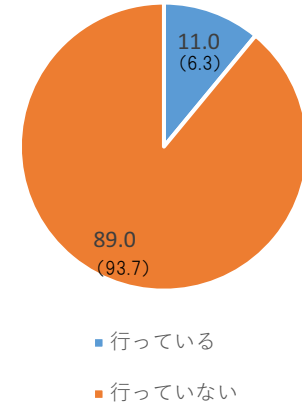
建設キャリアアップシステム事業者登録状況



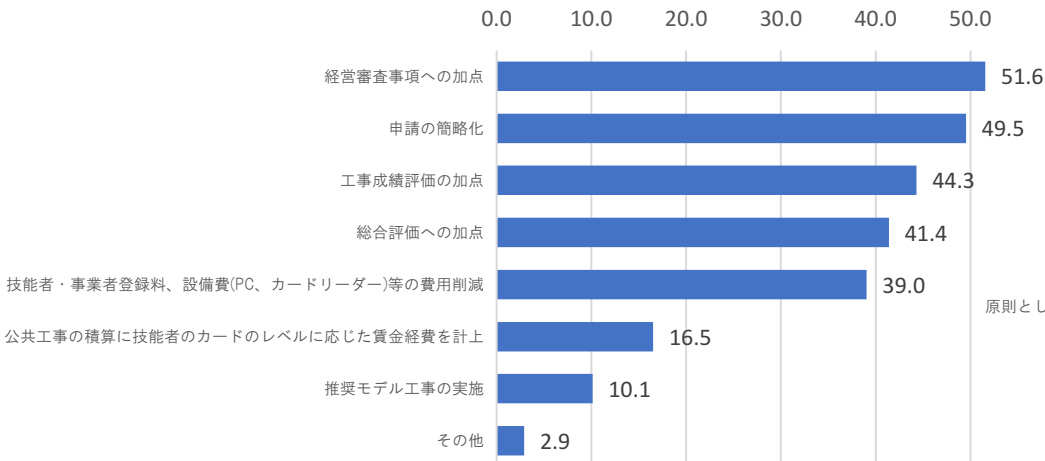
雇用している技能労働者の
建設キャリアアップシステム技能者登録状況について



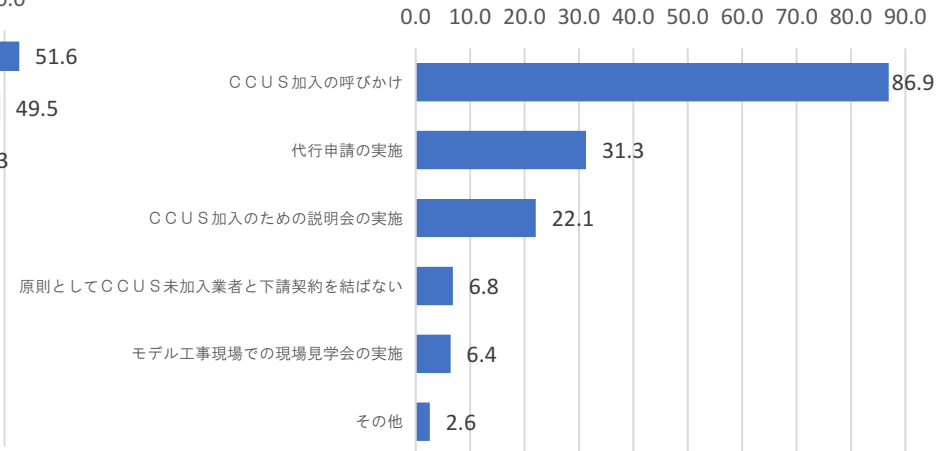
下請け企業に対する
建設キャリアアップシステム加入対策について



建設キャリアアップシステム普及促進に向けて有効と思われる方策について
(複数回答可)



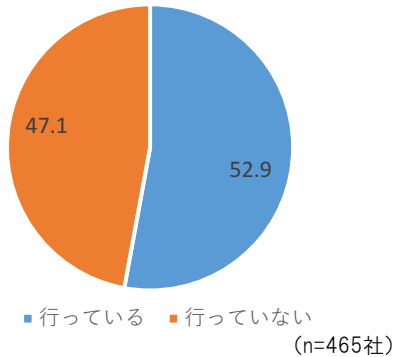
下請企業加入対策、または有効だと思われる加入対策
(加入対策を行っている企業、複数回答可)



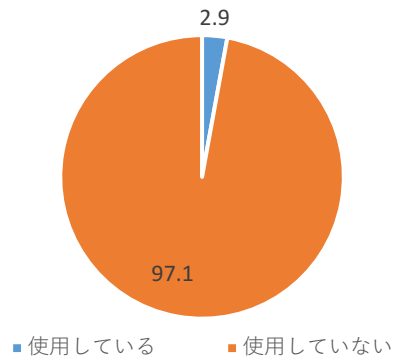
働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑪

建設キャリアアップシステムについて② 加入対策を行っている企業のうち、下請企業の技能者に対するカードタッチの促進の取組を行っている企業は5割強であり、その方策は「カードタッチの呼びかけ」が上位を占めた。また、一部には「カードタッチをしていない技能者の入場を認めない」との回答もあった。
建退共制度電子申請方式の使用状況については、「使用している」との回答が2.9%に止まった。

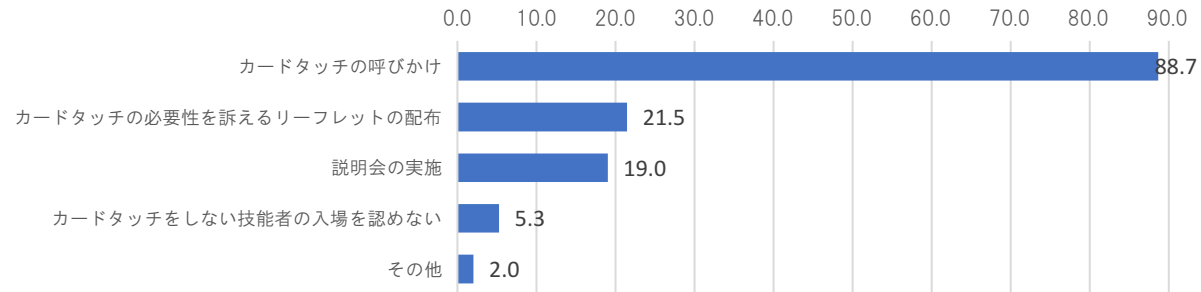
下請企業の技能者に対するカードタッチ促進の取組の実施
(加入対策を行っている企業)



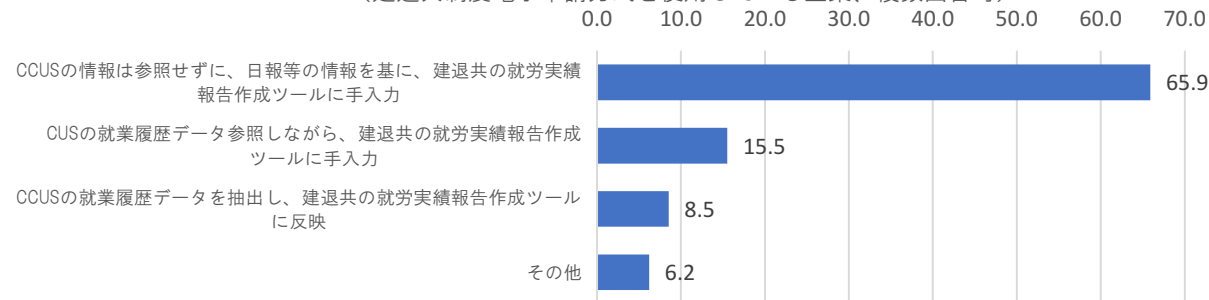
建退共制度電子申請方式の使用状況



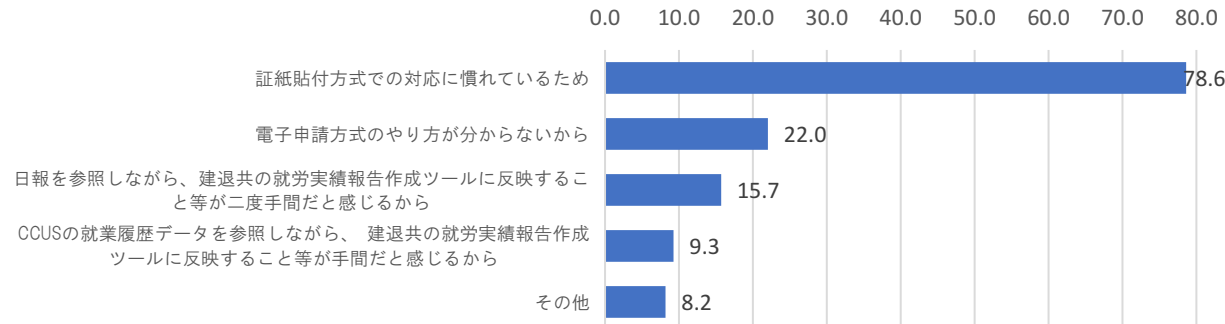
下請企業の技能者に対するカードタッチ促進対策の内容
(カードタッチ促進の取組を行っている企業、複数回答可)



建退共制度電子申請方式の利用について
(建退共制度電子申請方式を使用している企業、複数回答可)



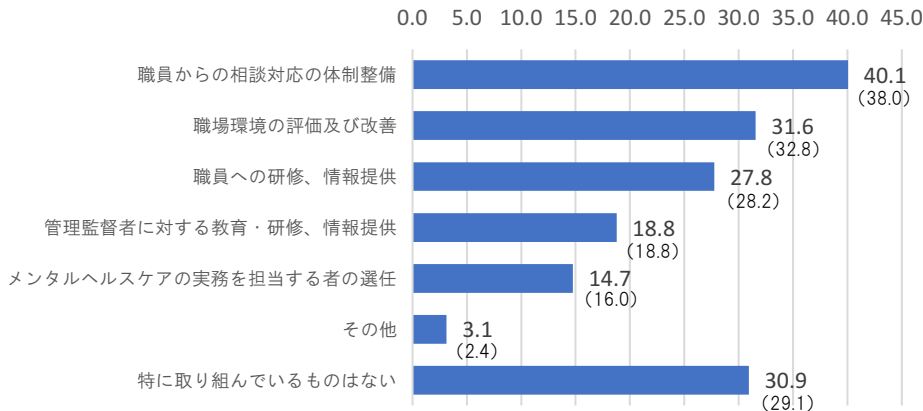
建退共制度電子申請方式を使用しない理由
(建退共制度電子申請方式を使用していない企業、複数回答可)



働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果⑫

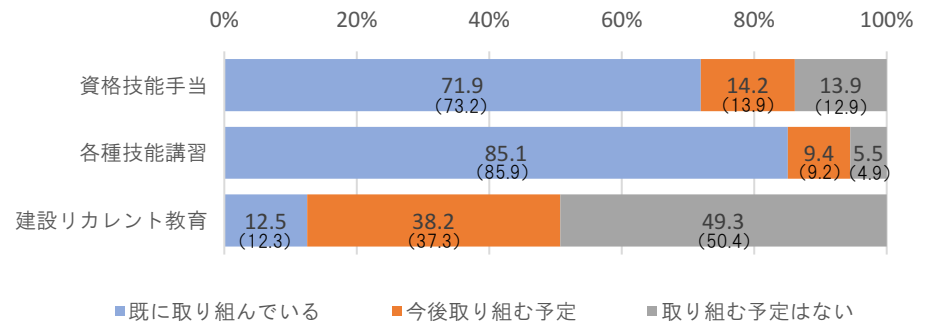
メンタルヘルスケアの取組について 「職員からの相談対応の体制整備」が最多の40.1%となった。

メンタルヘルスケアの取組（複数回答可）



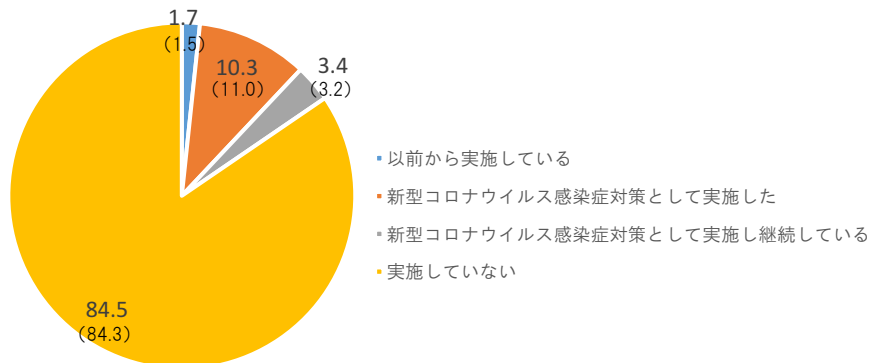
人材育成の推進について 各種技能講習、資格技能手当については導入が進んでいる。

人材育成の推進

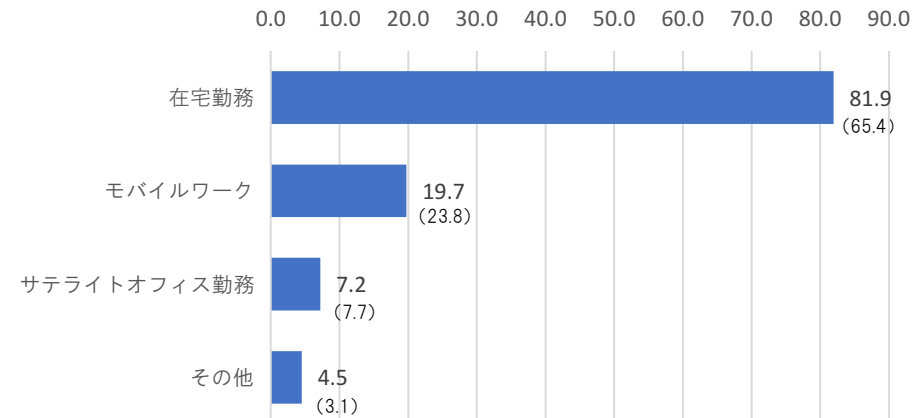


テレワークの実施について テレワークを実施している(実施した)企業は15.4%であり、新型コロナウイルス感染者対策として実施した(実施している)企業が13.7%を占めた。

テレワークの実施状況について



テレワークの施策
(実施した(している)企業、複数回答可)



個人事業主の就労状況【奥村組東日本土木・建築集計表】

支店名	種別	工事所名	①	②	③	④(②+③)	④÷①
			全業者数	人名登録数	屋号登録数	一人親方数	一人親方率
東日本支社土木部(元請)	土木		1	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		2	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		1	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		89	6	4	10	11.24%
東日本支社土木部(元請)	土木		14	0	1	1	7.14%
東日本支社土木部(元請)	土木		6	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		48	0	3	3	6.25%
東日本支社土木部(元請)	土木		4	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		2	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		16	0	2	2	12.50%
東日本支社土木部(元請)	土木		1	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		48	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		32	3	2	5	15.63%
東日本支社土木部(元請)	土木		18	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		6	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		2	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		26	3	1	4	15.38%
東日本支社土木部(元請)	土木		8	0	2	2	25.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		19	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		13	0	1	1	7.69%
東日本支社土木部(元請)	土木		7	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		8	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		4	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		3	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		3	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		6	0	0	0	0.00%
東日本支社土木部(元請)	土木		5	0	0	0	0.00%
		東日本 土木 小計	392	12	16	28	7.14%
東日本支社建築部(元請)	建築		4	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		3	1	0	1	33.33%
東日本支社建築部(元請)	建築		161	43	29	72	44.72%
東日本支社建築部(元請)	建築		1	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		402	118	69	187	46.52%
東日本支社建築部(元請)	建築		11	2	1	3	27.27%
東日本支社建築部(元請)	建築		154	27	19	46	29.87%
東日本支社建築部(元請)	建築		5	1	0	1	20.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		4	0	1	1	25.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		205	15	75	90	43.90%
東日本支社建築部(元請)	建築		32	0	1	1	3.13%
東日本支社建築部(元請)	建築		611	104	94	198	32.41%
東日本支社建築部(元請)	建築		337	79	36	115	34.12%
東日本支社建築部(元請)	建築		52	5	3	8	15.38%
東日本支社建築部(元請)	建築		252	24	68	92	36.51%
東日本支社建築部(元請)	建築		210	57	21	78	37.14%
東日本支社建築部(元請)	建築		116	11	24	35	30.17%
東日本支社建築部(元請)	建築		7	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		7	2	1	3	42.86%
東日本支社建築部(元請)	建築		184	15	42	57	30.98%
東日本支社建築部(元請)	建築		107	22	14	36	33.64%
東日本支社建築部(元請)	建築		256	65	42	107	41.80%
東日本支社建築部(元請)	建築		159	59	20	79	49.69%
東日本支社建築部(元請)	建築		131	21	19	40	30.53%
東日本支社建築部(元請)	建築		39	2	2	4	10.26%
東日本支社建築部(元請)	建築		4	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		59	8	11	19	32.20%
東日本支社建築部(元請)	建築		68	2	9	11	16.18%
東日本支社建築部(元請)	建築		13	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		6	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		2	0	0	0	0.00%
東日本支社建築部(元請)	建築		3	0	1	1	33.33%
		東日本 建築 小計	3,605	683	602	1,285	35.64%
		東日本 合計	3,997	695	618	1,313	32.85%

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

一人親方について

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

(2) 建設業の労働災害発生状況

(ポイント)

- ① 死亡者数は、前年比で 30 人 (11.6%) 増加、平成 29 年比で 35 人 (10.8%) 減少。平成 29 年以降減少傾向にあったが、大きく増加した。
- ② 死傷者数は、前年比で 1,102 人 (7.4%) 増加、平成 29 年比で 950 人 (6.3%) 増加。
- ③ 事故の型別では、「墜落・転落」が最多で、全数に占める割合は死亡者数で 38.2%、死傷者数で 30.3%。

(解説)

- ① 建設業では、有効求人倍率が依然として高く、人手不足の状況にある。特に、令和 3 年度は建設作業員の有効求人倍率が大幅に増加し、令和 3 年度の建設投資見通しは、前年度比 2.9% 増となっていた。

表 10 建設業における技術者・技能者の有効求人倍率の推移

	令和 2 年 2 月	令和 3 年 2 月	令和 4 年 2 月
建築・土木・測量技術者	5.88	5.58	5.75
建設作業員	4.07	4.08	4.90

※建設作業員の有効求人倍率は、建設躯体工事の職業、建設の職業、電気工事の職業、土木の職業及び定置・建設機械運転の職業の有効求人数を有効求職者数で除して算出

出典：職業別一般職業紹介状況（厚生労働省職業安定局）

- ② また、令和 3 年の新設住宅着工戸数は、前年比で 5.0% 増となった。

表 11 新設住宅着工戸数の推移

令和元年	令和 2 年	令和 3 年	対令和 2 年比 (%)
905,123	815,340	856,484	5.0

出典：「住宅着工統計」（国土交通省）

- ③ このような状況の中、死亡者数（前年比 30 人・11.6% 増、平成 29 年比 35 人・10.8% 減）、死傷者数（前年比 1,102 人・7.4% 増、平成 29 年比 950 人・6.3% 増）共に増加した。
- ④ 業種別の死亡者数では、土木工事業が 102 人（前年比同、平成 29 年比 21 人・17.1% 減）、建築工事業で 139 人（前年比 37 人・36.3% 増、平成 29 年比 2 人・1.5% 増）となった。
- ⑤ 業種別の死傷者数では、土木工事業が 4,277 人（前年比 314 人・7.9% 増、平成 29 年比 262 人・6.5% 増）、建築工事業が 8,403 人（前年比 209 人・2.6% 増、平成 29 年比 97 人・1.2% 増）となった。
- ⑥ 事故の型別では、依然として死亡者数、死傷者数ともに「墜落・転落」

が最多で、全数に占める割合は死亡者数で 38.2%、死傷者数で 30.3%となった。

- ⑦ 死亡者数では、「墜落・転落」（前年比 15 人・15.8%増、平成 29 年比 25 人・18.5%減）が大きく増加した。
- ⑧ 死傷者数では、「高温・低温物との接触」（前年比 79 人・27.3%減、平成 29 年比同）が大きく減少した。
- ⑨ 「動作の反動・無理な動作」（前年比 34 人・3.6%増、平成 29 年比 101 人・11.5%増）及び「転倒」（前年比 6 人・0.4%減、平成 29 年比 93 人・5.9%増）は近年増加傾向にある。

（対策）

- ① 「墜落・転落」による労働災害を防止するため、引き続き墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則の遵守徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の一層の普及促進を図る。
- ② フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。
- ③ はしごや脚立を使用する前に確認すべき事項をまとめたチェックリストを活用した対策の推進を図る。

表 12 建設業における労働災害発生状況（事故の型別）

[人]

		H29	H30	R1	R2	R3
死亡災害		323	309	269	258	288
業種別	土木工事業	123	111	90	102	102
	建築工事業	137	139	125	102	139
	その他の建設業	63	59	54	54	47
事故の型別	墜落・転落	135	136	110	95	110
	崩壊・倒壊	28	23	34	27	31
	交通事故（道路）	50	31	27	37	25
	はさまれ・巻き込まれ	28	30	16	27	27
	激突され	23	18	26	13	19
	飛来・落下	19	24	18	13	10
死傷災害		15, 129	15, 374	15, 183	14, 977 (14, 790)	16, 079 (14, 926)
業種別	土木工事業	4, 015	3, 889	3, 808	3, 963	4, 277
	建築工事業	8, 306	8, 554	8, 417	8, 194	8, 403
	その他の建設業	2, 808	2, 931	2, 958	2, 820	3, 399
事故の型別	墜落・転落	5, 163	5, 154	5, 171	4, 756	4, 869
	はさまれ・巻き込まれ	1, 663	1, 731	1, 693	1, 669	1, 676
	転倒	1, 573	1, 616	1, 589	1, 672	1, 666
	飛来・落下	1, 478	1, 432	1, 431	1, 370	1, 363
	切れ・こすれ	1, 312	1, 267	1, 240	1, 257	1, 339
	動作の反動・無理な動作	880	875	885	947	981
	激突され	734	832	842	791	825
	高温・低温物との接触	210	340	238	289	210

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

※（）内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

令和3年一人親方等の死亡災害発生状況概要

一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行う者であり、本資料の「一人親方等」には、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含めています。

I 概要

表1. 工事の種類別 災害発生状況

		一人親方等	一人親方
土木工事		11 (8)	3 (2)
建築工事		62 (65)	38 (42)
	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	6 (14)	4 (9)
	木造家屋建築工事	22 (23)	16 (16)
	その他の建築工事	34 (28)	18 (17)
その他の建設工事		18 (16)	9 (11)
分類不能・不明		3 (8)	1 (2)
総計		94 (97)	51 (57)

表2. 事故の型別／起因物別 災害発生状況

		一人親方等	一人親方
墜落、転落		62 (63)	38 (44)
	足場	17 (13)	11 (10)
	屋根、はり、もや、けた、合掌	15 (20)	10 (15)
	はしご等	11 (8)	7 (5)
	建築物、構築物等	3 (9)	1 (5)
	作業床、あゆみ板	3 (4)	1 (4)
	掘削用機械	3 (2)	1 (1)
	開口部	2 (2)	2 (1)
	立木等	2 (1)	0 (1)
	整地・運搬・積み込み用機械	2 (0)	2 (0)
	その他の仮設物、建築物、構築物等	1 (1)	1 (1)
	階段、栈橋	1 (0)	1 (0)
	機械装置	1 (0)	1 (0)
	トラック	1 (0)	0 (0)
	ゴンドラ	0 (1)	0 (0)
	乗用車、バス、バイク	0 (1)	0 (0)
	記載なし	0 (1)	0 (1)
崩壊、倒壊		7 (4)	1 (1)
激突され		6 (1)	1 (1)
飛来、落下		4 (3)	3 (0)
はさまれ、巻き込まれ		3 (5)	2 (1)
転倒		3 (3)	1 (1)
有害物等との接触		2 (2)	1 (2)
感電		1 (3)	0 (1)
高温・低温の物との接触		1 (5)	0 (3)
おぼれ		0 (1)	0 (0)
火災		0 (1)	0 (0)
分類不能		0 (2)	0 (1)
その他		5 (4)	4 (2)
合計		94 (97)	51 (57)

* 厚生労働省調べ(都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計)

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主(38名)、役員(4名)、家族従事者(1名)である。

* 死亡者数。()内は令和2年数値

令和3年一人親方等の死亡災害発生状況(令和3年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	62
崩壊、倒壊	7
激突され	6
飛来、落下	4
転倒	3
はさまれ、巻き込まれ	3
有害物等との接触	2
高温・低温の物との接触	1
感電	1
その他	5
合計	94

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

足場	17
屋根、はり、もや、けた、合掌	15
はしご等	11
仮設物、建築物、構築物等	4
作業床、歩み板	3
掘削用機械	3
整地・運搬・積み込み用機械	2
立木等	2
開口部	2
トラック	1
機械装置	1
階段、栈橋	1
合計	62

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	8	3	0	0	11
建築工事	17	40	2	3	62
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	6	0	0	6
木造家屋建築工事	9	11	0	2	22
その他の建築工事	8	23	2	1	34
その他の建設工事	7	9	1	1	18
分類不能・不明	1	2	0	0	3
総計	33	54	3	4	94

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	1
20～29歳	3
30～39歳	3
40～49歳	10
50～59歳	12
60～69歳	20
70歳以上	42
不明	3
計	94

5. 業種別／元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者
土木工事	5	3	1	2	0	0	0	0	6	5
建築工事	3	14	27	13	0	2	2	1	32	30
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	0	5	1	0	0	0	0	5	1
木造家屋建築工事	0	9	7	4	0	0	1	1	8	14
その他の建築工事	3	5	15	8	0	2	1	0	19	15
その他の建設工事	3	4	6	3	1	0	0	1	10	8
分類不能・不明	0	1	1	1	0	0	0	0	1	2
総計	11	22	35	19	1	2	2	2	49	45

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（38名）、役員（4名）、家族従事者（1名）である。

* 労災保険特別加入の「未加入」には、加入状況が「不明」な場合を含む。

令和3年一人親方の死亡災害発生状況(令和3年1月1日～12月31日)

1. 事故の型別災害発生状況

墜落、転落	38
はさまれ、巻き込まれ	2
高温・低温の物との接触	0
崩壊、倒壊	1
飛来、落下	3
激突され	1
転倒	1
おぼれ	0
交通事故（道路）	0
火災	0
踏み抜き	0
交通事故（その他）	0
感電	0
分類不能	0
その他	5
合計	51

2. 起因物別墜落・転落災害発生状況

足場	11
屋根、はり、もや、けた、合掌	10
はしご等	7
仮設物、建築物、構築物等	2
作業床、歩み板	1
掘削用機械	1
整地・運搬・積み込み用機械	2
立木等	0
開口部	2
トラック	0
機械装置	1
階段、栈橋	1
合計	38

3. 工事の種類別 元請・下請別災害発生状況

	元請	下請	自社	不明	総計
土木工事	3	0	0	0	3
建築工事	9	25	1	3	38
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	4	0	0	4
木造家屋建築工事	6	8	0	2	16
その他の建築工事	3	13	1	1	18
その他の建設工事	2	6	0	1	9
分類不能・不明	0	1	0	0	1
総計	14	32	1	4	51

4. 年齢別災害発生状況

	人数
19歳以下	1
20～29歳	1
30～39歳	1
40～49歳	5
50～59歳	7
60～69歳	10
70歳以上	24
不明	2
計	51

5. 業種別／元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者
土木工事	2	1	0	0	0	0	0	0	2	1
建築工事	1	8	18	7	0	1	2	1	21	17
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0
木造家屋建築工事	0	6	5	3	0	0	1	1	6	10
その他の建築工事	1	2	9	3	0	1	1	1	11	7
その他の建設工事	1	1	4	2	0	0	0	1	5	4
分類不能・不明	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
総計	4	10	23	9	0	1	2	2	29	22

* 「一人親方等」の「等」は、中小事業主（38名）、役員（4名）、家族従事者（1名）である。

* 労災保険特別加入の「未加入」には、加入状況が「不明」な場合を含む。